

## 西川流域における特定都市河川の指定検討

### <流域治水の推進に向けて>

- ・流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、令和3年、流域治水関連法が整備された。

### <特定都市河川に指定すると>

- ・国は、都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施できるよう支援。
- ・特定都市河川流域では、宅地等以外の土地で行う1,000 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為（流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が必要となり、浸水被害の防止・軽減が図られる。
- ・流域治水を推進するため、全国的に特定都市河川の指定が進められている。

【法改正前】 全国8水系で指定

【R5.12.1現在】全国18水系で指定、加えて26水系で指定の検討を公表

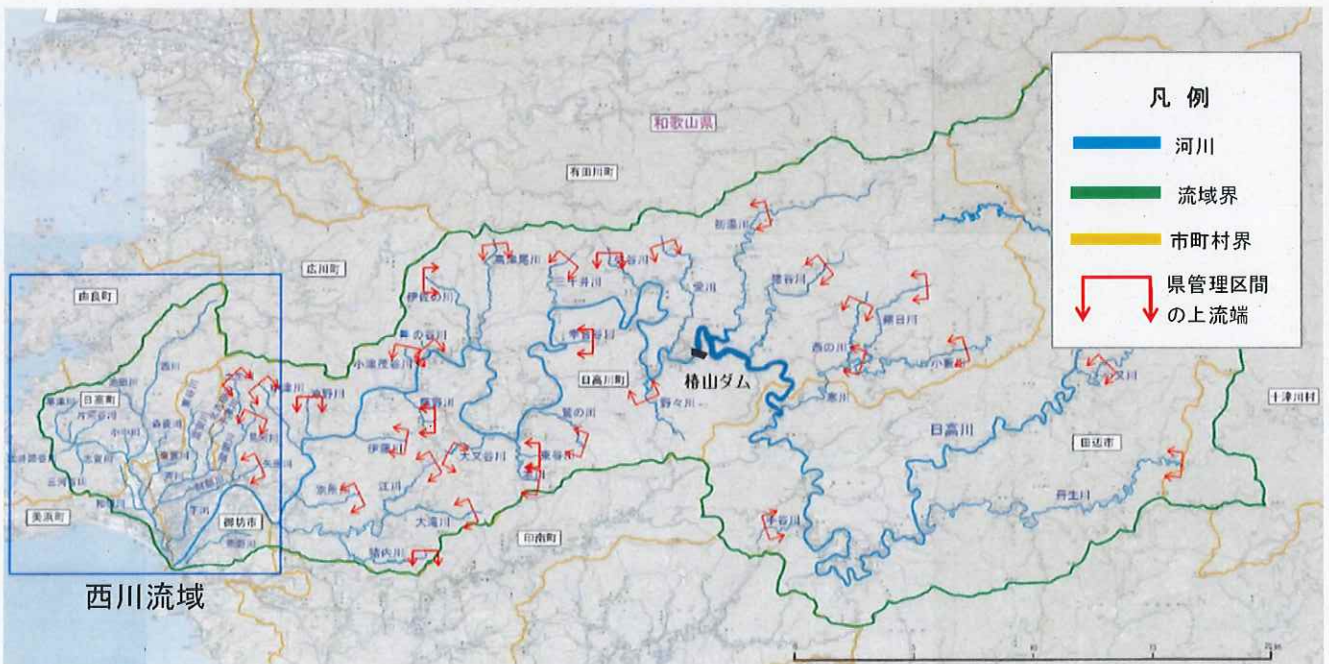
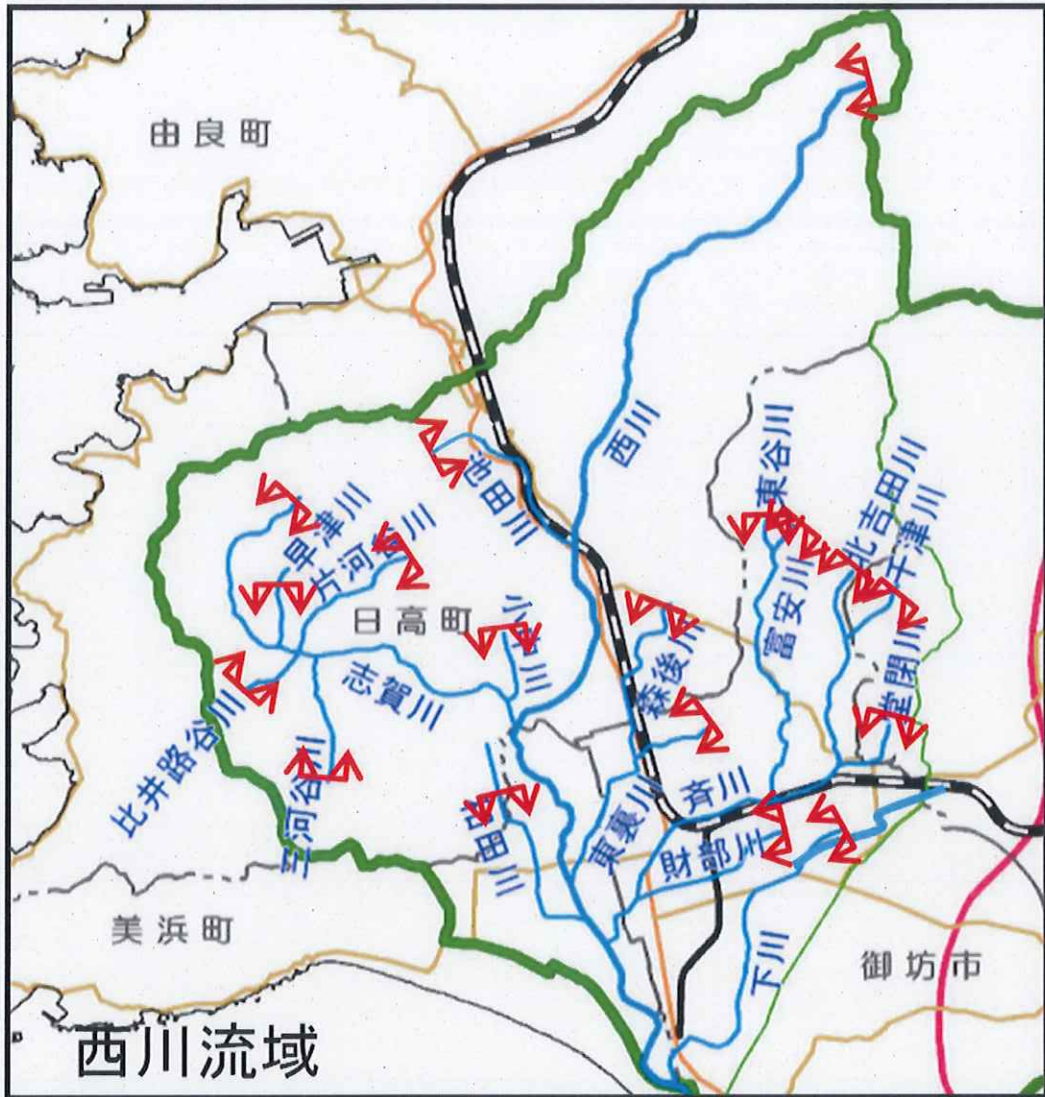
### <西川流域>

- ・日高川の下流に位置する一次支川の流域。西川を含めて計19河川。
- ・県では、二級河川日高川水系河川整備計画に基づき、河川整備を推進中。
- ・過去から浸水被害が生じており、令和5年6月豪雨でも深刻な被害が発生。
- ・流域治水の推進による強靱な地域づくりに向けて、同法の適用について、流域の市町（御坊市、美浜町、日高町、日高川町）と検討を開始。

### <今後について>

- ・国は、指定を検討している河川の一覧表を公表しており、西川を掲載予定。
- ・今後の検討を経て、指定を進めることになった場合、日高地方で、住民や加盟会員への説明会などを実施予定。

【日高川水系 西川流域図】



日高川流域図

国土交通省

農林水産省

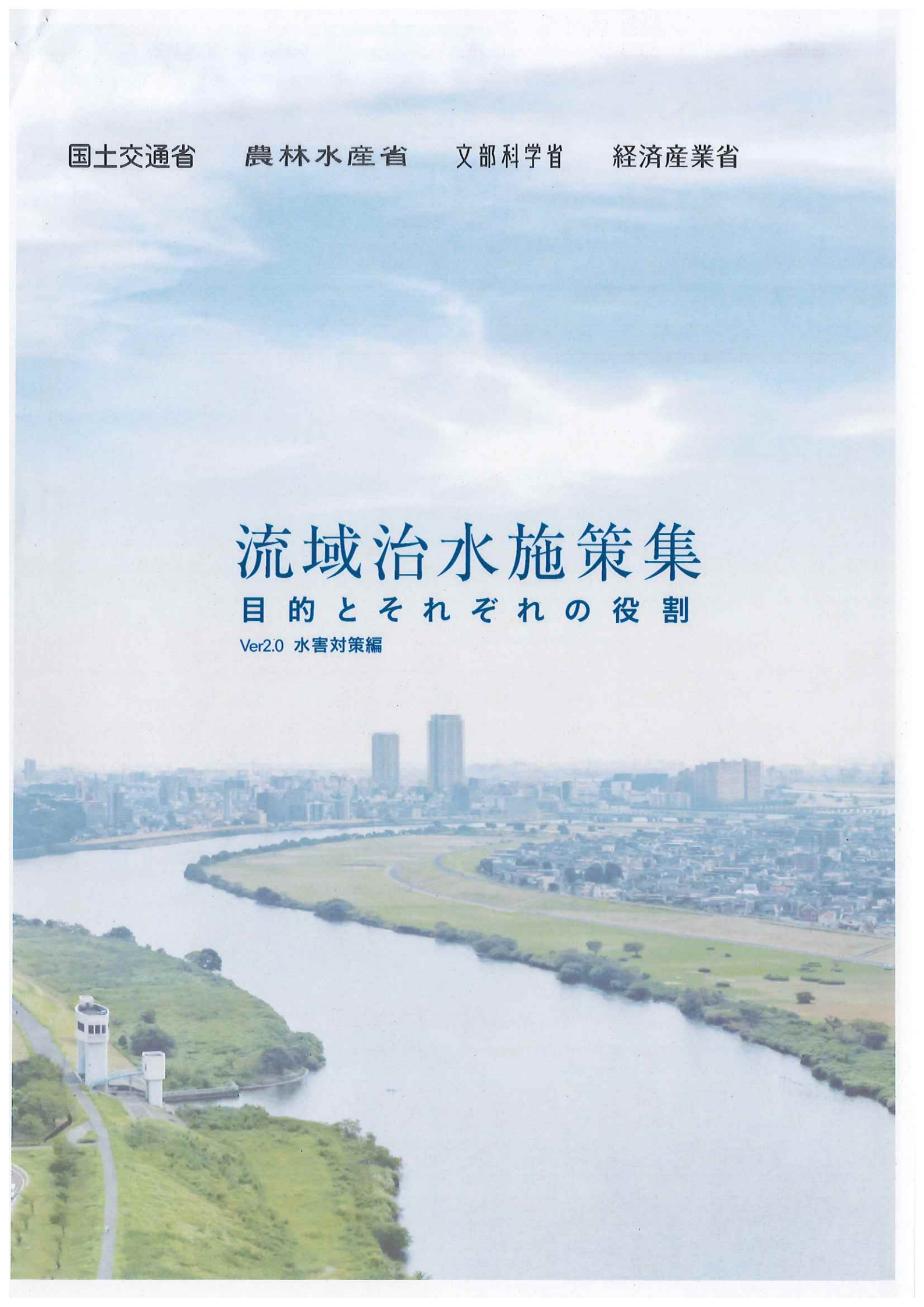
文部科学省

経済産業省

# 流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編



# 特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

## 特定都市河川の指定対象

### 市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



### 自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



## 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

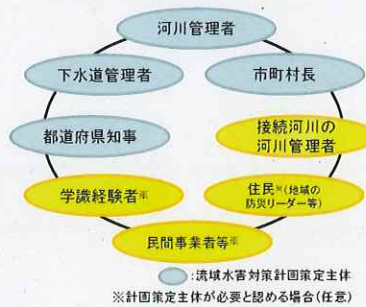
**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

**関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践**

※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援(令和5年度から5か年の時限措置)

### 【流域水害対策協議会の構成イメージ】



### (協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須  
都道府県知事指定河川:設置任意

### (構成員)

流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

### (協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

## 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象: 民間事業者等
- ・ 規模要件:  $\geq 30m^3$  (条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅を除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象: 公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準緩和が可能

### 保全調整池の指定

$100m^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告